

別 表 1

やまぐち中小企業活力アップ補助金に関する事業

I スタートアップ枠

1 新商品開発事業

- ① 新商品・技術・役務の開発研究に関する事業
- ② 新商品・技術・役務の事業化に関する事業
 - イ 新製品・技術・役務の商品化のための試作、改良
 - ロ 新製品・技術・役務のデザイン等の改善
 - ハ 新製品・技術・役務の分析・調査
- ③ その他、新商品開発事業として理事長が適当と認めたもの

2 市場調査事業（上記1の新商品開発事業に付随するものに限る。）

- ① 新商品・技術・役務の開発のための試作品等の展示会・見本市での紹介
- ② 新商品等の開発等に必要な調査（モニター・アンケート調査等を含む。）
- ③ その他、市場調査事業として理事長が適当と認めたもの

II 小規模事業者枠

1 新商品開発事業

- ① 新商品・技術・役務の開発研究に関する事業
- ② 新商品・技術・役務の事業化に関する事業
 - イ 新製品・技術・役務の商品化のための試作、改良
 - ロ 新製品・技術・役務のデザイン等の改善
 - ハ 新製品・技術・役務の分析・調査
- ③ その他、新商品開発事業として理事長が適当と認めたもの

2 市場調査事業（上記1の新商品開発事業に付随するものに限る。）

- ① 新商品・技術・役務の開発のための試作品等の展示会・見本市での紹介
- ② 新商品等の開発等に必要な調査（モニター・アンケート調査等を含む。）
- ③ その他、市場調査事業として理事長が適当と認めたもの

3 販路開拓事業（上記1の新商品開発事業に付随するものに限る。）

- ① 販路開拓のための展示会・見本市への参加
- ② 販路開拓に関する調査、広報、品質表示事業
- ③ その他、販路開拓事業として理事長が適当と認めたもの

Ⅲ 知的財産活用枠

知財事業化促進事業

- ① 日本国特許庁へ特許、実用新案、意匠、商標を新たに出願し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの
- ② 上記①の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記①の出願に付随するものに限る。）
- ③ その他、知財事業化促進事業として理事長が適当と認めたもの

別 表 2

事業区分	補助対象者／補助率 ／限度額／期間	事業の内容	対象経費	
			経費区分	内容
スタートアップ枠	<p>スタートアップ枠</p> <p>新たな事業展開を目指し、開発や事業化に向けた市場調査やコンセプト設計、プロトタイプ製作など、意欲的な取組を行う、新規性のある独自技術（役務の提供を含む。）を有する県内中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2以内 ・限度額：1,500千円 ・期間：1年以内 	<p>1 新商品開発事業</p> <p>①新商品・技術・役務の開発研究に関する事業</p> <p>②新商品・技術・役務の事業化に関する事業</p> <p>イ 新製品・技術・役務の商品化のための試作・改良</p> <p>ロ 新製品・技術・役務のデザイン等の改善</p> <p>ハ 新製品・技術・役務の分析・調査</p> <p>③その他、新商品開発事業として理事長が適当と認めたもの</p>	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、職員旅費
			研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、調査研究費
			庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費
			委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
			謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、職員旅費
			市場調査費	調査分析費、同外注費
			庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費、会場整備費、保険料、出展料
			委託費	市場調査の一部を委託する経費

事業区分	補助対象者／補助率 ／限度額／期間	事業の内容	対象経費	
			経費区分	内容
小規模事業者枠	<p>新たな事業展開を目指し、開発や事業化に向けた意欲的な取組を行う、新規性のある独自技術（役務の提供を含む。）を有する県内の小規模事業者</p> <p>・補助率：2/3以内 ・限度額：1,000千円 ・期間：1年以内</p>	<p>1 新商品開発事業</p> <p>①新商品・技術・役務の開発研究に関する事業</p> <p>②新商品・技術・役務の事業化に関する事業</p> <p>イ 新製品・技術・役務の商品化のための試作・改良</p> <p>ロ 新製品・技術・役務のデザイン等の改善</p> <p>ハ 新製品・技術・役務の分析・調査</p> <p>③その他、新商品開発事業として理事長が適当と認めたもの</p>	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、職員旅費
			研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、調査研究費
			庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費
			委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
			謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、職員旅費
			市場調査費	調査分析費、同外注費
			庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費、会場整備費、保険料、出展料
		委託費	市場調査の一部を委託する経費	
		謝金	専門家謝金	
		旅費	専門家旅費、職員旅費	
		庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、保険料、ホームページ作成費、出展料	
		委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費	

事業区分	補助対象者／補助率／限度額／期間	事業の内容	対象経費	
			経費区分	内容
知的財産活用枠	<p>知的財産権を活用して事業展開を図る県内中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2以内 ・限度額：400千円 ・期間：1年以内 	<p>知財事業化促進事業</p> <p>①日本国特許庁へ特許、実用新案、意匠、商標を新たに出願し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの</p> <p>②上記①の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記①の出願に付随するものに限る。）</p> <p>③その他、知財事業化促進事業として理事長が適当と認めたもの</p>	日本国特許庁への出願手数料	日本国特許庁への出願に要する経費（注：出願と同時に審査請求を行う場合は、その経費も対象とする。）
			国内代理人費用	日本国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費（注：出願と同時に審査請求を行う場合は、その経費も対象とする。）
			理事長が適当と認める経費	本事業を実施するために理事長が適当と認める経費